

西明日香エリア基本構想策定業務委託 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

第1章 一般仕様

1. 業務名

西明日香エリア基本構想策定業務委託

2. 業務の目的

本村では、本村の農業と歴史的風土を次世代に継承する使命を果たすため、多様な関係者が連携し、取組を展開していく指針として、令和7年度に明日香村農業戦略を策定し、同戦略に基づいた施策推進を図ってきているところである。

本村の景観資本である農村風景の持続的管理が求められているが、本村の農家は小規模農家が大半を占めていることから、小規模農家の所得向上による地域農業全体の持続性を高めるため、加工・物流機能等を有する施設の整備が求められている。

施設の整備にあたっては、今後も農業・観光・製造等の企業参入が見込まれる西明日香エリアでの整備を想定しているが、検討にあたっては西明日香エリアを対象とした各種計画との整合性や計画策定時からの情勢の変化を踏まえる必要がある。

このことから、本業務では、西明日香エリアの土地利用構想及び加工・物流等施設の整備計画を作成する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月20日まで

4. 履行場所

高市郡明日香村越、真弓及び地ノ窪地内

5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

6. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

7. 打合せ協議等

受託者は、本業務の内容及び範囲について本村と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。

受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時本村へ報告するとともに、本業務における打合せ及び協議した事項について、議事録を作成し、本村に提出するものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答や指示があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

8. 資料の貸与

本業務に関連した貸与資料は次のとおりである。貸与を受けた資料についてはリストを作成し、業務完了とともに返納するものとする。

- ・明日香村農業戦略（令和8年3月策定）
- ・明日香村景観計画（令和2年8月改定）
- ・明日香村来訪地醸成計画（令和8年4月策定）

9. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

10. 再委託

再委託（再々委託を含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、本村の承認を得ること。

11. 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。

12. 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ①着手届
- ②実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③実施工程表

(2) 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

13. 管理技術者及び照査技術者等

(1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置し秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は以下のいずれかの資格を保有し、かつ、管理技術者及び照査技術者は、同一の資格のみを保有しないこと。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画、農業－農村地域計画又は農業－農村地域・資源計画）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画、農業部門－農村地域計画又は農業部門－農村地域・資源計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- ・建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者

- ・一級建築士

(3)管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間3ヵ月を超える自社の社員であること。

1 4. 審査及び引渡し

- (1)受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (2)業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1 5. 成果品

- (1)業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。
- ・報告書：A4版製本 1部（簡易製本、概要版を含む）
 - ・上記及び業務履行にあたり作成した資料等の電子データ：CD-R 2枚
- (2)成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3)原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表のデータ形式等については、本村と協議の上決定すること。

1 6. 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は本村に帰属するものとする。

第2章 業務内容

1. 西明日香エリアの土地利用構想作成

1) 資料の収集・整理

貸与資料等本業務の検討に必要な資料を収集・整理する。

2) 現地調査及び関係者ヒアリング

本地域の現地調査を行うとともに当該地域内の企業参入者へヒアリングを行い、課題を整理する。

3) 土地利用構想作成

周辺環境と調和した本地域に求められる拠点施設整備にかかる土地利用構想（案）の作成を行う。

2. 施設整備計画の作成

1) 基本コンセプトの検討

本地域に整備を行う加工物流施設の基本コンセプトを作成する。

2) 導入機能・規模の検討

基本コンセプトをもとに施設に要求される機能及び規模を検討し、各室の面積を設定する。

3) 整備候補地の比較検討

当該地域内において複数の整備候補地を選定し、各種法的条件等を考慮したうえで各候補地の比較検討を行う。

4) 建物配置計画の作成

候補地における施設、駐車場等の配置計画を作成する。

5) 概算事業費の算出

施設整備にかかる以下の費用の算出を行う。

- ・当該施設建設にかかる設計費、工事費、その他必要となる事業費
- ・供用開始後の運営に必要なランニングコスト

6) 事業スケジュールの検討

施設整備に関する事業全体スケジュールを作成する。

7) 設計業務委託仕様書案の作成

業務設計と条件の整理を行い、設計業務委託仕様書の作成及び設計者選定方法を検討する。